

平成 28 年度水俣市税条例の主な改正点について

(法人市民税関係)

1 法人税割の税率の引下げと交付税原資化（第 34 条の 4 関連）

※平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

- ・地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が、「地方法人税」として地方交付税の原資とされる。

これに伴い、本市法人市民税の税率を、8.4%（現行 12.1%）に引き下げる。

○法人住民税法人税割および地方法人税の税率

	改正前	改正後	備考
道府県民税	※1 3.2% (※2 4.2%)	1.0% (2.0%)	△2.2%
市町村民税	9.7% (12.1%)	6.0% (8.4%)	△3.7%
地方法人税（国税）	4.4%	10.3%	+5.9%

※1 地方税法で定められた標準税率を記載。

※2 () 内は制限税率（地方税法で認められた税率上限）を記載。

(軽自動車税関係)

1 環境性能割の創設（第 80 条、第 81 条の 3～第 81 条の 8）

※平成 29 年 4 月 1 日から適用。

- ・自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税（市町村民税）に環境性能割が創設。
- ・税率は燃費基準値達成度に応じて決定し、新車・中古車を問わず対象となる。
- ・軽自動車税の環境性能割については、都道府県が賦課徴収事務を行う。
- ・従来軽自動車税は「種別割」という区分になる。

2 グリーン化特例（軽課）の延長（附則第 16 条関係）

- ・グリーン化特例を 1 年間延長し、平成 28 年度中（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）に新車新規登録された車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 29 年度の税率を軽減する。

(固定資産税関係)

1 非課税の適用時、適用除外時に所有者が申告すべき固定資産の追加

地方税法第 348 条第 2 項第 16 号に規定される固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者養成所の教育用資産。）を追加した。

※ 関係する条項 （第 56 条、第 59 条）

2 「わがまち特例」の追加等（附則第 10 条の 2）

法附則第 15 条において、市町村条例で定めるとされた固定資産税等の課税標準の特例（いわゆる「わがまち特例」）が追加されたため、本市特例率を定め、併せて条項の整理を行った。

(1) 市税条例附則第 10 条の 2 に第 5 項を追加。津波対策用資産にわがまち特例を導入した上で、特例適用期限を 4 年延長。

対象資産	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と特 例率
津波対策の用に供する償却資産 (旧法附則第15条第29項に同じ)	1 / 2	(法附則第15条第29項) 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下

(2) 市税条例附則第 10 条の 2 に第 8～12 項を追加。再生可能エネルギー発電設備にわがまち特例を導入した上で、特例適用期限を 2 年延長。

対象資産	設備区分	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と特 例率
再生可能エネ ルギー発電設備 (旧法附則第 15 条第 33 項を細分 化)	イ 太陽光発電設備 ロ 風力発電設備	2 / 3	(法附則第15条第33項第 1 号) 2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下
	イ 水力発電設備 ロ 地熱発電設備 ハ バイオマス発電設備	1 / 2	(法附則第15条第33項第2号) 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下

(3) 適用時期

平成 28 年 4 月 1 日取得分から適用。

3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受ける者がすべき申告時の添付書類として、補助金に関する書類を追加した。

※ 関係する条項 （附則第 10 条の 1 第 8 項第 5 号）